
古印調査の経緯と概要

平川 南

1. 古印調査の方法

国立歴史民俗博物館では、歴史学研究上、これまで必ずしも十分に眼が向けられてこなかった歴史資料について、「非文献資料の基礎的研究」と題して基礎的調査を長期計画のもとに実施することとなり、「棟札関係資料集成」に引き続き、古印を対象として、その所在状況および個々の内容などについての調査を行うことにした。

今回対象とする印章は、「大和古印」などと称される古代の印章に限ることとする。印の研究について、これまでは専ら印章学の立場から扱われ、必ずしも古代の歴史資料として十分に活用されたとはいえない。それは古印について出土資料、伝世資料、印影資料がそれぞれ関連することなく個別に扱われてきたことに起因するであろう。

伝世・出土資料の年代比定は全く個々の恣意的解釈に基づくものである。また、印文の解釈も個別の恣意的解釈が多く、十分な説明とはいえない。年代比定の確定しない伝世、出土資料は歴史資料として活用することができないのである。

ところで、文書に押された印影は多くの場合年紀を伴うことから、印の文字構成や書体等も含めて絶対年代を伴うことの少ない出土品や伝世品を調査研究する上で重要な比較資料となる。逆に印影資料にない印の形状や彫り方さらに材質等の情報は出土品や伝世品から得られる。

伝世印のなかでも「隠伎倉印」「駿河倉印」「但馬倉印」さらに「国府厨印」（宮城県鼻節神社蔵）、「申田宅印」（茨城県鹿島神宮蔵）など、出土品や印影にみえない貴重な古印があり、また両者との比較資料としても欠かすことができない。それらの伝世品の多くは伝来の経緯が明らかでなく、その製作年代も不明である。

一方、古代においては各種の文書に印が押され、その一部の文書が現存している。それらの文書は通常、年紀が明記されている。しかし、その印影は薄かったり、印自体の欠損箇所や押印の時の紙のヨレ具合によっても微妙に印影を変えてしまう。また、印影の場合、その印の形状はもちろん知ることができない。

さらに近年、全国各地の発掘調査に伴い、数多くの古印が出土している。また、それ以前の出土古印も貴重な資料として諸機関や個人に所蔵されている例も少なくない。古代行政において中央および地方官司の公印は重要な役割を果たし、とくに地方行政の根幹をなした国府では印鑑（印と正倉のカギ）が国司交替の象徴ともなり、のちに印鑑社として国府内に祀られるほどであった。こうしたことから、古印は特別な位置にあり、時には神社等に寄進され、ご神体となっているものもあ

る。

以上の印影・出土品・伝世品の3者について、印の文字構成や字体、印の形状・彫り方や材質、さらに出土・伝世印の科学的分析データを加えた古印に関する総合的研究を推し進めるならば、今後古印は新たな古代史資料として重要な位置を占めることも可能になるのである。

2. 調査の経過と調査研究組織

〔調査経過〕

(1) 1992年度調査

1992年度は、古印のうち、出土印に関して全国各地の情報収集を行った。

近年、全国各地の発掘調査に伴い、古代銅印や木印などが数多く出土している。また、それ以前の出土古印も貴重な資料として諸機関や個人に所蔵されている例も少なくない。それらを含めて1992年度は悉皆調査を実施し、その悉皆調査にあたっては、別記のと通りの考古学・古代史研究者を調査員に委嘱して調査を行った。集成作業と併行して、調査関係者全員が古印に関する研究方法について理解を深める意味で、年2回の研究会と調査カード作成の打ち合わせを実施した。

第1回古印打ち合わせ会 1992年10月14日 於国立歴史民俗博物館

- 1 「4文字私印について」 平川 南
- 2 「正倉院文書に使用された彩色料について」 永嶋 正春
- 3 古印データ集成調査実施要項の説明
- 4 実物資料の検討

第2回古印打ち合わせ会 1993年2月24日 於国立歴史民俗博物館

- 1 「福島県いわき市番匠地遺跡・久世原館跡出土印章鑄型について」
※ 檉村 友延 (財)いわき市教育文化事業団
- 2 各地の現状報告

※はゲストスピーカー

(2) 1993年度調査

1993年度は、前年度の出土印に続いて伝世印に関して全国各地の情報収集を行った。

全国各地の寺社や個人あるいは公共機関の所蔵品として伝えられているいわゆる古印の伝世資料はその伝来が詳らかでないこともあり、これまでほとんど研究対象として扱われてこなかった。

しかし、これらの伝世印は今回の出土資料や印影資料との比較検討によって、その年代をある程度推定することも可能である。また科学的分析も実施した。こうした研究を積み重ねることによって、全国に数多く埋もれたままの伝世印に一定の推定年代を加えることができるならば、古印の伝世資料も重要な歴史資料として活用することができるであろう。

1993年度はこれら伝世資料の悉皆調査を実施し、特に古代官印の代表的遺品とされる隠伎倉印・駿河倉印についてそれぞれ実物資料調査を実施することができ、大きな成果を得た。集成作業と併行して、2回の打ち合わせ会を開催し、研究会と調査カードの検討を実施した。

第1回古印打ち合わせ会 1993年6月23日 於国立歴史民俗博物館

- 1 「中国古印の考古学的研究」 ※ 久米 雅雄 大阪府教育委員会

2 館蔵資料調査「古代の文書にみえる印影」

第2回古印打ち合わせ会 1994年2月23日 於国立歴史民俗博物館

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 「出土銅印について」 | ※ 田路 正幸 (滋賀県文化財保護協会) |
| 2 「駿河倉印」「隠伎倉印」などの調査報告 | 平川 南・永嶋 正春 |
| 3 各地の伝世・出土古印に関する調査報告 | 各調査担当者 |

※はゲストスピーカー

(3) 1994年度調査

1994年度は、これまで実施してきた出土印・伝世印につづいて、古代の文書等に押された印影に関する調査を行った。

正倉院文書に押された印影については、江戸時代の天保年間に穂井田忠友によって印影の集成(『埋麿発香』)が行われたが、以後、木内武男『日本の官印』(1974年)をのぞくと、研究者の多くがこの印影をそのまま引用している。

本館では創設以来正倉院文書の全巻複製事業を実施してきており、幸い印影のみえる文書についてはほとんど複製を完了していることから、これらの複製品に基づいて改めてトレースしなおした結果、穂井田忠友の印影集成にかなりの修正を加えることができた。また、平安時代の文書類については、膨大な数にのぼり、原史料調査は単年度では予算的にも不可能であるので、でき得るかぎり良好な写真版等による調査を実施し、数多くの知見を得ることができた。

研究会 1995年3月15・16日 於国立歴史民俗博物館

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 「『因幡国戸籍』の印影について」 | ※ 渋谷 啓一 (東京大学大学院生) |
| 2 「栄山寺文書の倉印について」 | ※ 田中 史生 (國學院大学大学院生) |
| 3 「『桑名国依』の印について」 | ※ 清水 正明 (三重県埋蔵文化財センター) |
| 4 「国印と郡印」 | 平川 南 |
| 5 各地の出土・伝世古印に関する追加調査報告 | 各調査担当者 |
| 6 館蔵史料調査 | |
| 7 研究報告書刊行計画について | |

※はゲストスピーカー

〔調査研究組織〕

出土印・伝世印の悉皆調査にあたっては、下記の館外調査員に委嘱して全国各地の所在状況および個々の内容について調査を行い、調査カードを作成した。

(1) 館内調査員

平川 南	本館歴史研究部	仁藤敦史	本館歴史研究部
永嶋正春	本館情報資料研究部	高橋照彦	本館考古研究部

(2) 館外調査員 (1992年度～1994年度)

高野芳宏	東北歴史資料館	寺西貞弘	和歌山市教育委員会
佐藤洋一	福島県立博物館	大橋信弥	滋賀県文化財保護協会
北野博司	石川県立埋蔵文化財センター	清水みき	向日市文化資料館

小島幸雄	上越市教育委員会	土橋 誠	京都府埋蔵文化財調査研究センター
前沢和之	群馬県教育委員会	渡辺 昇	兵庫県教育委員会
宮瀧交二	埼玉県立博物館	松原弘宣	愛媛大学文学部
瓦吹 堅	茨城県立歴史館	下向井龍彦	広島大学文学部
平野卓治	横浜市ふるさと歴史財団	三宅博士	安来市教育委員会
八木勝行	藤枝市建設部	倉住靖彦	九州歴史資料館
西宮秀紀	愛知教育大学教育学部	田路正幸	滋賀県文化財保護協会(1994年度委嘱)
榎村寛之	斎宮歴史博物館		

(所属名は1992年度次)

本調査の総括は平川南、前書『日本古代印集成』および本報告書の作成にあたっては編集は平川南、篠崎尚子が担当した。

出土印・伝世印に関する悉皆調査によって集成されるカードの整理と「日本古代印文集成一覧」「正倉院文書印影(合成)図版」の作成は次に掲げる調査補助員によって実施した。

浅井 勝利	早稲田大学大学院
小倉 慈司	東京大学大学院
田中 史生	國學院大学大学院
篠崎 尚子	國學院大学大学院
小川 泰子	國學院大学大学院
渋谷 啓一	東京大学大学院
亀谷 弘明	早稲田大学大学院
三上 喜孝	東京大学大学院

(所属名は1994年度次)

3. 『「非文献資料の基礎的研究—古印—」報告書 日本古代印集成』編目

本調査は全国各地の関係機関・諸氏にご協力をいただき実施されたものであるため、集成した基礎データをいち早く報告書として公表した。報告書の編目は以下のとおりである。

- (1) 日本古代出土・伝世印集成一覧
日本古代出土・伝世印集成図面
- (2) 日本古代印文集成一覧表
- (3) 正倉院文書印影(合成)図版
付 X線による銅印の調査 —手法の紹介—

4. 古印調査の実践例

(1) 4文字私印

先に指摘したように古印は出土資料・伝世資料・印影資料をそれぞれ関連させることなく、個別

に扱ってきたことがその研究を遅らせた最も大きな原因である。また、印文とくに私印の解釈についても、これまでやはりそれぞれ単体として個別に取扱ってきたので、その印文はきわめて恣意的解釈に陥りやすかったのである。私印のなかでは、4文字構成のものが数量的に目立っているため、以下その4文字私印の内容解釈について、具体的方法を紹介しておきたい。

印文の内容を推測する上で、好例なものとして、まず茨城県那珂郡大宮町の小野遺跡出土の銅印「丈永私印」があげられる。この小野遺跡からは、台渡里廃寺（水戸市渡里町）出土瓦と同じ「□里丈部里」と記された平瓦が出土している。台渡里廃寺跡の文字瓦には、「阿波郷丈部里」とあり、この地が『和名類聚抄』の那珂郡阿波郷であり、郷里制下に「丈部里」が設けられていたことがわかる。したがって、同地方に丈部姓が多く分布していると考えられることから、銅印「丈永私印」の丈は丈部を意味し、永は名の1文字とみなし、「丈永」は「丈部永〇」の略と考えられる。

また、新潟県上越市江向遺跡出土の銅印は「高有私印」と4文字で記されている。本遺跡は古代の越後国の国府所在郡・頸城郡に所属することは間違いない。頸城郡の在地豪族はいうまでもなく高志君（公）であり、宝亀10年（780）の「西大寺資財流記帳」には「頸城郡大領高志公船長」がみえる。私印の所有は印の意義を十分に認識しえた郡司などの地方官人層が他に先がけて欲したと考えられる。その意味からも本私印の「高」は頸城郡の郡領氏族でもある「高志君（公）」が最も該当するのではないかと推測される。つまり銅印「高有私印」は、「高志君（公）有〇の私印」を意味しているであろう。

もう一例あげるならば、福島県岩瀬郡天栄村志古山遺跡出土の銅印「丈宥（龍）私印」である。志古山遺跡の性格とその年代はまだ確定されておらず、銅印の年代も採集品であるだけにわかに決めたいが、出土遺物の年代は8世紀後半から9世紀前半にかけての時期がその中心とされている。文献史料でみるならば、『続日本後紀』承和15年（848）2月壬子条に「陸奥国岩瀬郡権大領外従七位上丈部宗成」とみえるように、岩瀬郡の有力豪族として丈部姓が存在していることが明白である。

岩瀬郡の有力豪族が丈部姓を称したことから推して、「丈龍私印」は「丈部龍〇の私印」を意味していると解してよいであろう。

このように、4文字私印の印文の特徴として、その私印を所有する豪族のウジ名の1文字と名前の1文字をとって印文を構成するという形が広範に行われていたことが推定できるのである。

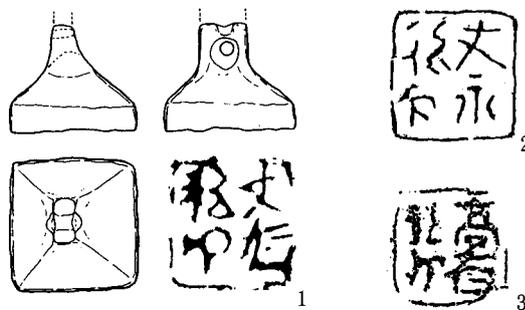


図1 4文字私印（縮尺1/2）

- 1 出土印「丈宥（龍）私印」
福島県志古山遺跡
- 2 出土印「丈永私印」
茨城県小野遺跡
- 3 出土印「高有私印」
新潟県江向遺跡

(2) 銅印と祭祀

銅印は本来の文書に押印するという役割から、しだいに印自体が権威の象徴となり、印に一定の呪術性をも付加されるようになったと考えられる。

以下、そのような事例とみなすことのでき



1 出土印「夙」
栃木県日光男
体山頂祭祀遺
跡
(縮尺 1/2)



2 正倉院文書・桴領調
足万呂解
(天平宝字4年
<760>) 印影「夙」
(縮尺 1/2)



3 墨書土器
「夙」
群馬県岩
之下遺跡
(縮尺 1/6)



4 墨書土器「夙」
福島県辰巳城遺跡

図2 魔除けと思われる記号を伴う古印と墨書土器

印で、「足万」に「夙」を合わせた字形である。こうした字形は、近年、各地より出土する墨書土器にも見い出すことができる。

古代の墨書土器にみえる「夙」およびそれに類する字形は、則天文字や道教の呪符の影響と考えられ、我が国において「夙」や「夙」のなかに別の漢字——例えば、福島県辰巳城遺跡出土墨書土器「夙」、群馬県清水田遺跡出土墨書土器「夙」など——を入れ、一種の吉祥または魔除け的な意味を含めた特殊な字形として使用していたと解することができるのである。

これら墨書土器・正倉院文書の類例を参照するならば、銅印「夙」は「生万呂」という人物名に吉祥または魔除け符号「夙」を付したものと理解できるのである。

(3) 伝世資料と印譜

『和名類聚抄』によれば、参河国賀茂郡に「伊保郷」という郷名がみえる。この「伊保郷」の銅印が、現在3点確認されている。

イ. 愛知県豊田市郷土資料館所蔵

ロ. 愛知県西加茂郡保見町所蔵

ハ. 京都府水野恵氏所蔵

また、伊保郷印の印影は、近世の印譜に2点収められている。

ニ. 松平定信編『集古十種』(1800年序文)

ホ. 『尾三古印譜』(著者・成立年代不明)

ホ. 『尾三古印譜』は、他の印影とは字体が異なり、印面もやや大きい。『尾三古印譜』に収められた尾張・三河両国印をみてもその印譜が原資料をそのまま伝えているとはいいいがたい。したがっ

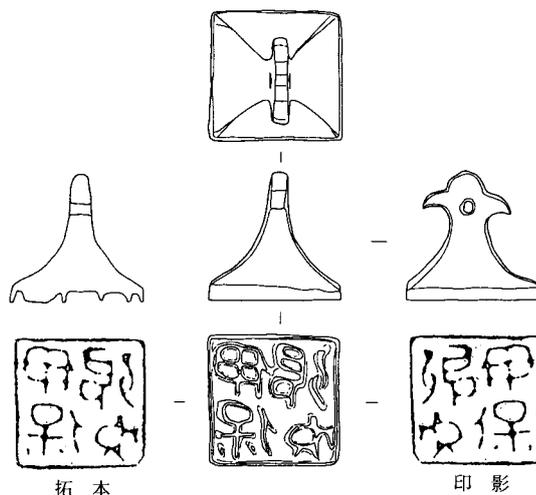
る印を紹介しておきたい。

滋賀県栗太郡栗東町辻遺跡出土の銅印は、通常の左文字による判読では不明とされていた。しかし、銅印は実見の結果、左文字ではなく、正位文字で「内真」と解読できた。また、文字は鋳型によるのではなく、正位文字を浅く彫り付けたものではないかと考えられる。しかも、この銅印の出土遺構は小さなピット内に埋納されていたという。結局のところ、本銅印は正位文字・製作技法さらに出土遺構との関連から、文書に押印する本来的な銅印ではなく、地鎮等の祭祀・儀礼に伴うものであると判断できよう。

日光男体山頂祭祀遺跡より一括発見された11顆の銅印のうち「夙」は、「生万」に「夙」をあわせた字形であると考えられる。正倉院文書中にみえる「夙」も、桴領調足万呂の私

て、『尾三古印譜』の印影は参考までにとどめておくべきものであろう。

イ. 豊田市郷土資料館所蔵の銅印は、印台部の縦横3.3cm、重さ58.4gを測る。鈕の形は蒼鈕で、中央に孔がある。鈕の軸部は印台部に向けて、裾広がりの美しい曲線を描いているが、正面上方からみると、やや右側に傾いている。印面の字は彫り込みが深く、細く鋭い。この印は、明治初期には名古屋市大高の西行庵にあり、その後、大高の氷上姉子神社の社家、久米家の所蔵となり、1971年に豊田市に寄贈されたものである。

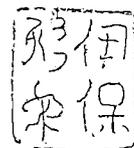


イ. 豊田市郷土資料館所蔵

ロ. 保見町所蔵の銅印は、印台部の縦横3.3cm、全高2.6cm、重さ88.8gを測る。鈕は蒼鈕有孔である。イと比較すると鈕のつくり、調整ともやや雑で、印面の文字は彫り込みが浅い。この印は、浅井源七氏旧蔵のもので、1970年、浅井氏から当時の区長加納栄氏に移り、町公民館の金庫に保管されることとなったものである。



ロ. 保見町所蔵



ホ. 『尾三古印譜』より転載

図3 「伊保郷印」各種

ハ. 水野恵氏所蔵の銅印は、書道

関係雑誌『墨』85号（1990年）に印影が紹介されているが、実物資料については未調査である。印影によれば、その字体は、イ・ロに類似するものの、印面がやや小さい点で異なっている。

ニ. 『集古十種』には「大阪商家寺井□所蔵」との注記があり、『集古十種』編纂の頃には大阪の商人が実際に伊保郷印を保有しており、その原版にある伊保郷印の印影は、本版を作成する際の若干の狂いを除いては、極めて実物に近いものと判断できる。

イ. 豊田市所蔵印は「伊」「郷」の部分が印影では字画の一部が欠けているが、実物資料で確認するならば、字画は欠けていない。これは押印した時に印面の文字面のわずかな凹凸によって字画が部分的に切れてしまうことによるのであろう。『集古十種』は、「伊保郷印」の印影に基づいて木版を作成したと考えられる。一方、保見町所蔵の銅印を実見すると、「伊」「郷」の部分は字画が欠けた状態で表現されている。

このことは、保見町所蔵の銅印は『集古十種』の印影に基づいて印を製作したことを意味していると考えられる。

以上のことから「伊保郷印」の伝世資料と印譜の関係は、次のように結論できるであろう。

イ、豊田市所蔵の伊保郷印が近世に伝世されており、その印影に基づいて、ニ、『集古十種』の印影が収載され、その印影ニをもとに保見町所蔵の口「伊保郷印」が作成されたと判断できる。

〔参考文献 豊田市教育委員会『豊田の文化財』1996年〕

(4) 古代郡印論 (別掲)

5. 本書の構成

前書『日本古代印集成』(1996年)は、基礎データの早期公開を旨とし、本書は、本調査において集成した写真資料、および本調査を通じて得ることのできた数多くの研究成果について図録・論考篇として刊行するものである。

I 古印調査の経緯と概要

II 古印の実物写真

本書は、前書『日本古代印集成』に収載できなかった古印の実物写真を収載した。各地域に現存する古印について、各調査員の収集したもの(図版1~18)と、当館で撮影した印の実物写真(図版19~58=永嶋論文関係図版)、および後掲の各論文に付随するカラー写真(図版59~66)を掲載した。なお、図版1~18の各図に付した番号と図版19~58に付した(集○)は、「日本古代出土・伝世印集成一覧」の資料番号に対応するものである。

III 日本古代出土・伝世印集成 一覧・図面

前書『日本古代印集成』に収載したものに、その後判明した新出資料および若干の補訂を加えたものを収載した。

IV 論考

1. 事例報告-出土・伝世印

本節は出土印・伝世印の2種類の印の具体的な事例に基づく報告である。近年各地の発掘調査で出土する印は相当の点数に達するが、これまで報告書に若干記述されていたにすぎない。その具体的な報告例を通して、今後、印の利用・保管そして廃棄問題に研究を及ぼしていきたいと考えている。

伝世印は、これまで歴史資料として全く対象外におかれていたとって過言ではない。その印は印影や出土印と異なり、製作年代が全く定かでなく、極端に言えば、古代のものか近世のものか不明のものもあるといえる。その意味から、典型的な伝世印について、その具体的な伝来の経緯を調査・報告することによって、今後、伝世印の実態解明において伝来過程を詳細にトレースすることの必要性を認識できればと考える。

2. 古代印論－出土・伝世印と印影

いうまでもなく、本研究の目的は、古印の印影・伝世・出土資料をそれぞれのもつ特性を生かし、比較検討することである。そのような検討を経て、古代印の編年を確立することを目指している。そのための試論をいくつかとりあげた。出土印・伝世印・印影など個々の資料について論じたものはもちろんのこと、さらに本調査が目的とした出土印・伝世印・印影をそれぞれ比較的または総合的に論究する研究視角を提示することを目的とした。

3. 古代印関連論－制度・印譜・復原・科学的調査

公印の制度的変遷については、その史料が印に関する文献史料のなかでも限られており、概要は周知の通りである。ただ、公印鑄造および改鑄の手続き、鑄造官司等については、いまだ解明されていない点も多い。

印譜は、古印の印影を収集して、印文や解説をつけて一書としたものである。藤貞幹『公私古印譜』、松平定信『集古十種』印章部、穂井田忠友『埋麝発香』印部などが古印資料として重要である。

また、近年各地の博物館では、古代の印影資料をもとに印の復原が行われている。正倉院文書に印影を遺す各国印の復原はその代表的なものである。長野県立歴史館の「信濃国印」、大阪府近つ飛鳥博物館の「河内国印」などがすでに製作されている。

ところで、古印は一般的には“銅印”と称されているが、実際は青銅質からなっている。すなわち銅(Cu)をはじめとする2～4種の金属元素を主要な成分としているのである。しかも少量ないし微量の汚れた成分が複数存在しており、この微量元素は、銅印の製作年代を知ることのできる重要な条件である。

そこで、銅印の自然科学的調査として、非破壊分析手法としての蛍光X線分析が、極めて有効な方法であるといえる。国立歴史民俗博物館では、ここ10年以上にわたって、銅あるいは青銅系の歴史資料について、蛍光X線分析装置による非破壊分析を継続実施しており、膨大なデータが集積されている。銅印の非破壊分析に当たっても、それらの蓄積された分析データは、個々の銅印の蛍光X線分析データを理解し解釈していく上で、大きな役割を担うこととなる。

蛍光X線分析に加え、X線透過検査を実施することもまた重要である。古代の青銅質資料は、鑄造技法によって造られるのが普通であり、そこには古代の鑄造技術が反映されている。

本報告書では自然科学的調査は、まずその分析方法を明確に示し、分析結果については、より多くの資料に基づき、全体的分析データを明らかにすることとした。

付 日本古代印関係文献史料抄

本史料集は、日本古代の印に関する基本的な文献史料を抄出、収録したものである。抄出、収録にあたっては、〇〇印・印・請印・捺印・印署・勘印等の文献にみえる印に関わる語句を収録した。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)